

賛助会員入会申込書

貴会の定款及び建築士事務所憲章に賛同し、賛助会員として 令和 年 月より入会を申し込みます

令和 年 月 日

(会社・団体) ふりがな 名 称 ㊟	
ふりがな 代表者氏名	
所在地 〒 — TEL () FAX () URL E-mail	
創業年月日 明治 大正 年 月 日 昭和 平成	
ふりがな 担当者氏名	部 課 係
<u>事業概要</u>	
所属団体 該当に○印	富山県建築士会, 日本建築家協会, 日本建築学会, 日本建築材料協会, 空気調和・衛生工学会, 富山県建設業協会 その他 ()
主な業種 該当に○印	官公庁・建設業・設備事務所・コンサルタント・店舗設計・ 建築材料業・建築設備業・不動産業・造園設計・会社営繕・ プレハブ建築業・地質調査測量業・団体・学校・ その他 ()
※受付 年 月 日 第 号	※承認 年 月 日 第 号
紹介者	受付 令和 年 月 日

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

一般社団法人 富山県建築士事務所協会は、本憲章を誓約する建築士事務所を
会員とする法定団体です。